医療法人等の間の連携の推進について

◎ 社会保障制度改革国民会議報告書(平成25年8月6日)

- Ⅱ 医療・介護分野の改革
- 2 医療・介護サービスの提供体制改革
- (3) 医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

医療法人等の間の競合を避け、地域における医療・介護サービスのネットワーク化を図るためには、<u>当</u>事者間の競争よりも協調が必要であり、<u>その際、医療法人等が容易に再編・統合できるよう制度の見直し</u>を行うことが重要である。

このため、<u>医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正を検討する必要</u>がある。

複数の医療法人がグループ化すれば、病床や診療科の設定、医療機器の設置、人事、医療事務、仕入れ等を統合して行うことができ、医療資源の適正な配置・効率的な活用を期待することができる。

あわせて、介護事業者も含めたネットワーク化や高齢化に伴いコンパクトシティ化が進められているまちづくりに貢献していくことも見据えて、医療法人や社会福祉法人が非営利性を担保しつつ都市再開発に参加できるようにする制度や、ヘルスケアをベースとしたコンパクトシティづくりに要する資金調達の手段を、今後慎重に設計されるべきヘルスケアリート等を通じて促進する制度など、総合的な規制の見直しが幅広い観点から必要である。

特に、社会福祉法人については、経営の合理化、近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある。また、非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている。

◎ 骨太方針(経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定))

第3章 経済再生と財政健全化の両立

- 3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方 歳出の重点化・効率化に当たっては、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行っていく必要がある。ここでは、個別の歳出分野として国の一般会計歳出に占める割合が高い社会保障、社会資本整備、地方財政を中心に、個別に基本的な考え方を示すが、他の分野においても、経済社会の構造変化に対応しつつ、歳出の重点化・効率化を進めていく。
 - (1) 持続可能な社会保障の実現に向けて 高齢化や医療の高度化等を背景に、社会保障の給付水準は名目成長率を大きく上回って上昇しており、 公費負担が増大し財政赤字拡大の大きな要因になるとともに、後世代に負担を先送りすることとなって いる。

国民皆保険制度を将来にわたり堅持し、国民の安心を支える社会保障制度を持続可能なものとするため、以下の基本的考え方の下、健康長寿化、ICT 化、後発医薬品の使用促進などを通じて、国民の健康が増進され、効率的に社会保障サービスが提供される体制を目指す。経済財政と社会保障の相互連関を踏まえ、こうした取組がマクロ経済と社会保障の給付と負担に与える影響について、経済財政諮問会議において定期的に検討を行う。

- ② 社会保障の主要分野における重点化 (医療・介護)
 - 医療提供体制の改革については、医療提供体制が地域のニーズに合致しているかを検証した上で、 医療提供体制の効率化、平均在院日数の縮減を図るとともに、市町村が中心となって介護、医療、 住まい、生活支援、予防にわたる支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進める。 また、ICT を活用したエビデンスに基づく効果的な医療計画の策定や、医療法人間の合併や権利の 移転等に関する制度改正を検討する。

◎ 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について(平成25年8月21日)

2. 医療制度

高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、国民皆保険制度を維持することを旨として以下のとおり、必要な改革を行う。

- (3) 医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応し、地域包括ケアシステム(医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制)を構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するため、次に掲げる事項その他診療報酬に係る適切な対応の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 - ① 病床の機能分化・連携及び在宅医療・在宅介護を推進するために必要な次に掲げる事項
 - 二 医療法人間の合併、権利の移転に関する制度等の見直し

◎ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律

(医療制度)

第四条

- 4 政府は、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステム(地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。次条において同じ。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。次項及び同条第二項において同じ。)を構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するため、次に掲げる事項及び診療報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 - <u>一 病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療及び在宅介護を推進するために必要な次に掲げる事項</u>
 - 二 医療法人間の合併及び権利の移転に関する制度等の見直し

医療法人社団及び医療法人財団の合併について

医療法人社団及び医療法人財団の合併について

- 地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化するため、医療法人間の合併及び権利の移転に関する制度等の見直しについて検討する前に、現行制度において、明らかに不合理な点があれば修正すべきであると考える。
- この認識の上で、<u>医療法人社団及び医療法人財団の合併について、最近、厚生労働省及び都道府</u> 県に対して可能かどうかの照会があるものの、現在の医療法においては認めていない。
 - ※ したがって、医療法人社団又は医療法人財団のいずれかの法人が他の法人に事業譲渡した後に解散をして、他の法人に 事業等を集約するという手続をとることとなる。
- 一方で他の制度を見てみると、<u>一般社団法人及び一般財団法人の合併については、</u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第242条等に基づき、<u>行うことができる</u>こととなっている。
 - ※ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号) (合併契約の締結)
 - 第二百四十二条 一般社団法人又は一般財団法人は、他の一般社団法人又は一般財団法人と合併をすることができる。この場合においては、合併をする法人は、合併契約を締結しなければならない。 (合併の制限)
 - 第二百四十三条 次の各号に掲げる場合には、合併後存続する一般社団法人若しくは一般財団法人又は合併により設立する一般社団法人若しくは一般財団法人は、それぞれ当該各号に定める種類の法人でなければならない。
 - 一 合併をする法人が一般社団法人のみである場合 一般社団法人
 - 二 合併をする法人が一般財団法人のみである場合 一般財団法人
 - 2 前項各号に掲げる場合以外の場合において、合併をする一般社団法人が合併契約の締結の日までに基金の全額を返還していないときは、合併後存続する法人又は合併により設立する法人は、一般社団法人でなければならない。
- 医療法において、医療法人社団及び医療法人財団の合併が認められていないことの理由については、明確にはわからず、また有識者の意見を聞いたところ、ニーズがなかったのではないかとの推測はできるが、正確にはわからないとのことである。

【参考:「いずれかの法人が他の法人に事業譲渡した後に解散すること」と「合併」の主な違いについて】

	いずれかの法人が他の法人に 事業譲渡した後に解散すること	合併
権利義務の承継	契約に基づき、権利義務を承継する	合併後の医療法人は、合併前の医療法 人の権利義務(行政庁の認可その他の 処分に基づいて有する権利義務を含 む。)を承継
病院等の開設許可の取扱	廃止届及び新規の開設許可が必要 ※ なお、病床過剰地域において、病院 等の開設者に変更があった場合でも、 その前後で病床の種別ごとの病床数が 増加されないときは、都道府県知事の 勧告は行われない。	新規の開設許可は不要
課税関係	事業譲渡は、税法上単なる財産の売買で あり、課税される	税法上の適格合併に当たれば、被合併 法人の譲渡した資産の譲渡益に対して 課税はされない

医療法人社団及び医療法人財団の合併について

- 医療法人社団及び医療法人財団の合併について認めてはどうか。
- また、これを認めたとした場合、持分なし社団又は持分あり社団と、財団との合併後の法人類型については、以下の表のとおりの整理となるか。

【医療法人の合併前後における法人類型について】

合併前の法人類型		合併後の法人類型
持分なし社団	持分なし社団	持分なし社団
持分なし社団	持分あり社団	持分なし社団
持分あり社団	持分あり社団	(合併により新たに法人を設立する場合) 持分なし社団
		(合併前の法人が存続する場合) 持分あり社団
財団	財団	財団
<u>持分なし社団</u>	<u>財団</u>	持分なし社団又は財団
持分あり社団	財団	<u>持分なし社団又は財団</u>

医療法人等の間の連携の推進に関する論点について

医療法人等の間の連携の推進に関する論点について

(目的)

- 中小規模の医療法人を大規模集約する目的ではなく、地域の医療提供体制において 医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を 進める観点や、経営に行き詰まった医療法人を健全な形で再生するという観点から、 医療法人の合併や権利の移転等に関して検討を行うべきではないか。
- またその際、医療法人のみならず、医療機関を運営する社会福祉法人、独立行政法 人国立病院機構、地方独立行政法人などとの横の連携の強化も視野に入れて、必要な 検討を行うべきでは無いか。

(手段)

- 上記の目的を達成するため、具体的にどのような方策が考えられるか。また、国民 会議等が提案する「ホールディングカンパニーの枠組み」等について、どのように考 えるか。
- ※ 今後の具体的な手段に係る検討のイメージについて
 - ・「ホールディングカンパニーの枠組み」について、どのように考えるか。
 - 医療、介護のシームレスなケアを提供するため、医療法人が所有する病院・診療所等の遊休スペースや施設 に隣接する不動産を病院・診療所・介護施設・高齢者向け住宅の用途に使用することを目的とした賃貸事業を 附帯業務に追加することについて、どのように考えるか。
 - 出資を伴わない形での医療法人等の間の横の連携を強化する方策について、どのように考えるか。
 - 医療法人の分割を認めるなど、現行制度について他に見直すべき点はないか。 等

平成25年度 医療施設経営安定化推進事業の概要

<u>医療法人等の提携・連携の推進</u>に関する調査研究

<概要>

- 各地域における医療法人が、<u>経営の合理化・安定化を進めるとともに、地域の医療機能分化及び</u> 連携を進める上で参考となるよう、事業協同組合、グループ化、資本提携などにより、
 - 経営の合理化、安定化を進める取組、
 - ・ 医療機能の分化・連携を進める取組
- について調査・研究を行う。
- 上記の取組を全国的に進めていくための課題や必要な支援のニーズについて調査する。
- 〇 社会医療法人の運営状況等を把握するために必要な資料収集について調査する。